平成 1 1 年度厚生科学研究 (子ども家庭総合研究事業)分担研究報告書 「小児慢性特定疾患の登録・管理・評価に関する研究」

小児悪性新生物の疫学に関する研究

- 小児慢性特定疾患新登録システムの疫学解析における有用性と問題点-

(分担研究:小児慢性特定疾患等の疫学に関する研究-悪性新生物の疫学)

研究協力者:中澤眞平 山梨医科大学小児科教授

共同研究者:犬飼岳史、雨宮 伸 同 助手、助教授

研究要旨: 平成 10 年度に、1 都 2 府 27 県 22 市で新システムによって小児慢性特定疾患にコンピューター登録された小児悪性新生物症例を対象に、各データの疫学的検討における妥当性を検討した。高い登録率に基づき全国レベルでの精度の高い疫学調査が可能となったが、不適切な診断名や項目の未記載/誤記も多く、さらなるシステムの改訂と充実が望まれる。

A. 研究目的

平成 10 年度から小児慢性特定疾患新登録システムの運用が開始され、これまでに多数の症例が登録された。そこで、小児悪性新生物の疫学調査における新登録システムに基づくデータの有用性と問題点を検討する。

B. 研究方法

平成 10 年度に、事業を行う 80 自治体のうち 1 都 2 府 27 県 22 市の計 52 自治体で新システムによって登録された小児悪性新生物 9523 件の中で特に新規診断 1467 件を対象に、新システムによるデータを疫学的検討に利用する妥当性を検討した。

C. 研究結果

- (1)登録症例の概要。新規診断 1467 例、 継続 7048 例、転入 78 例、無記入 930 例の 合計 9523 例であった。新規診断のうち疾 患名が登録された 1459 例の内訳は、白血 病及び類縁疾患が 513 例 33.2%、脳腫瘍が 313 例 21.5%、神経芽細胞腫が 167 例 11.4%、 悪性リンパ腫が 101 例 6.9%などであり、そ の比率は国内外の報告とほぼ同様の傾向 であった。
- (2)発症時期と経過。疾患名が登録された新規診断 1459 例で発症時期が登録された 1350 例のうち、平成 9・10・11 年の発症例が各 120 例・831 例・125 例の計 1076 例に対して、平成 8 年以前の発症例が 274 例 20.3%あった。平成 8 年以前の発症例で

経過の登録があった 271 例のうち、治癒が 14 例、寛解が 160 例、改善が 25 例、不変 が 17 例、再燃が 14 例、悪化が 5 例、判定 不能・その他が 36 例であった。

(3) 主な疾患別の検討。

(i)白血病。急性リンパ性白血病と登録 された 319 例のうち 214 例で FAB 分類の登 録があり、未登録は105例32.9%であった。 急性リンパ性白血病5例以上の登録があっ た24 自治体のうち、FAB 分類登録率が80% 以上の自治体が半数であったのに対して、 20%未満が 4 自治体あり、うち 2 自治体で は全く登録されていなかった。また L1 の 1 例は Pox・Est 染色陽性と登録されており M1 の誤登録と考えられた。一方、急性骨髄 性白血病の登録 81 例中 55 例で FAB 分類の 登録があり、未登録は 26 例 32.1%であっ た。うち、Pox・Est 染色陰性で L1 と記載 された1例は誤登録と考えられた。急性非 リンパ性白血病と登録された 4 例のうち、 FAB 分類 L1・L2 が各 1 例ずつあり急性リン パ性白血病の誤登録と考えられた。急性白 血病と登録された 24 例のうち、記載され た FAB 分類から 10 例が急性リンパ性白血 病、2 例が急性骨髄性白血病と考えられた。 また白血病と登録された 20 例のうち、記 載された FAB 分類から 2 例が急性リンパ性 白血病、2 例が急性骨髄性白血病と考えら れた。この他、急性前骨髄性白血病と登録 されたものが3例、急性骨髄単球性白血病 が 1 例、急性単球性白血病が 6 例あった。 さらに、急性芽球性白血病と登録された 6 例は全例が FAB 分類 M7 と登録されており 急性巨核芽球性白血病の誤りと考えられ た。以上から、最終的に 332 例が急性リンパ性白血病、111 例が急性骨髄性白血病と考えられ、最終的な病型が不詳の登録例は29 例 5.7%であった。

(ii) 脳腫瘍。313 例のうち 158 例 50.5% が単に脳腫瘍あるいは頭蓋内腫瘍と登録 され、部位/組織型が不明であった。

(iii)神経芽細胞腫。167 例の登録のうち、 マス・スクリーニングに関して無記入と登 録されたものが 43 例、未登録が 4 例あり 合計 47 例 28.1%でマス・スクリーニングに ついて評価不能であった。評価可能 120 例 のうち、マス・スクリーニングで発見が 75 例 62.5%、マス・スクリーニング以外で発 見された 45 例中、マス・スクリーニング 無受験が 21 例 17.5%であった。マス・スク リーニング以外で発見されたマス・スクリ ーニング受験例は 19 例 15.8%あったが、こ のうち発症時年令が登録された 17 例中 8 例が 5-11 ヶ月の乳児期発症であり、6 例が HVA・VMA ともに高値と登録されていること から、マス・スクリーニング発見例が一部 誤って登録されている可能性が示唆され た。

(iv)悪性リンパ腫。101 例中 86 例 85.1% が単に悪性リンパ腫と登録され、ホジキン・非ホジキン・バーッキット等の病型が不明であった。

D. 考察

小児悪性新生物の疫学調査は、予防医学の 面からも不可欠である。現行の全国登録で は、登録率が 60%程度と推定され人口動態 に基づいた検討が不可能であったが、今回 用いた小児慢性特定疾患意見書は、登録率はほぼ 100%と推測され、疫学調査に最適であると期待される。実際、今回の新規診断例の疾患別頻度において、脳腫瘍が21.5%を占め、1992 年度の小児がん全国登録での8.9%よりも有意に高値であり、米国NIH 集計での17.6%に近い数字であった。小児がん全国登録は、小児科・小児外科を中心に行われ脳外科を受診することが多い脳腫瘍の発症が過小評価されていると推定され、今回の結果は小児慢性特定疾患意見書に基づく疫学的調査の有用性を示唆するものである。

しかし、罹患率の算出にあたっては各年度 毎の新規診断症例が対象となるが、今回の 登録例では幾つか問題点があった。まず、 9523 件の登録のうち、新規診断・継続・転 入の無記入が930件9.8%を占めた点である。 この中には単純計算で160例近い新規診断 例が含まれている可能性があり、今回の新 規診断 1459 件に対して無視できない件数 である。次に、発症時期が登録された新規 診断 1350 例のうち、平成 8 年以前の発症 例が 274 例約 20%含まれていた点である。 発症から診断あるいは加療までに時間を 要する症例も確かに存在すると思われる が、その経過が治癒・寛解と登録された症 例が 164 例あり、そのなかには一旦継続登 録が打ち切られた後に再度登録された症 例が多数含まれると考えられる。また、再 燃・悪化が 19 例あり、これらも一旦継続 登録が打ち切られた後に新規登録された 可能性が考えられる。正確な罹患率の算出 にあたり、これら再登録例の影響は無視で

きない点であり、新規診断と誤って入力されても過去に登録があれば「中断後再登録」として新規診断例から切り離すようなシステムが望まれる。

疫学的検討の基本データとしては正確さ が要求されるが、この点に関して登録症例 の多い白血病で詳細に検討した。急性リン パ性白血病診断症例について FAB 分類が登 録されていたのは 70%弱であった。未登録 の理由として医療機関が意見書に記入し ない場合も想定されるが、今回の検討では FAB 分類登録率が 20%未満の自治体が幾つ かあり、なかには登録 24 例すべてに FAB 分類がない自治体も存在することから、記 入されているにもかかわらずコンピュー ター入力時に登録されない場合も相当数 存在すると考えられた。一方、Pox・Est 染 色結果の登録とあわせると FAB 分類が誤登 録と考えられる症例も存在したが、ごく少 数であった。急性骨髄性白血病として直接 登録されたのは 81 例であったが、他に急 性前骨髄性白血病・急性骨髄単球性白血 病・急性単球性白血病に登録された症例が 12 例あった。また、急性巨核芽球性白血病 あるいは急性骨髄性白血病の FAB 分類 M7 と登録されるべきところ、類似する ICD 疾 患名である急性芽球性白血病と登録され たものが6例あり、この点に関し登録コン ピューターソフトの改訂が望まれる。さら に、1991 年に新たに FAB 分類 MO が加わっ たが、現在のコンピューター・ソフトには 入っていないため早急に追加する必要が ある。一方、急性白血病あるいは白血病と いう曖昧な疾患名で登録された症例が 44

例 8.6%あったが、FAB 分類が 16 例で登録され適切な病型への再分類が可能であった。従って、たとえ登録疾患名が不適切であっても、登録された FAB 分類及び Pox・Est 染色結果との整合性を加味することで、誤登録の発見や再分類が可能であり、FAB 分類及び Pox・Est 染色結果の登録は今後も必須であると考えられる。

さらに、疾患名について分類上曖昧な疾患 名が、特に悪性リンパ腫や脳腫瘍で目立っ た。意見書の提出時までに生検や手術が行 なえず病理診断が確定していない例があ ることは事実であるが、脳腫瘍では少なく とも発症部位の記載を義務付けるほかに、 手術により病理診断が確定したら追加登 録するようなシステムの確立が望まれる。 一方、神経芽細胞腫においては、マス・ス クリーニングの意義について疫学的に検 討する必要性が強調されており、意見書に 基づく分析の成果が特に期待される。しか し、今回の検討では、マス・スクリーニン グに関するデーターが登録されていない 症例が約30%存在した。また登録された発 症時年令と HVA・VMA 結果から、マス・ス クリーニングで発見されたにもかかわら ず、マス・スクリーニング以外で発見され たマス・スクリーニング受験例に誤登録さ れた可能性のある症例も認められた。従っ て、記入法の注意点を徹底し記入を義務付 けるとともに、記入時に誤解を招かないよ うに現在の登録票を改訂する必要もある と思われた。

運用面ではコンピューター登録業務の簡 素化を計るためにも、今後の登録項目の整 理は必須である。Pox・Est 染色結果や腫瘍マーカーの結果自体は、疫学的検討において重要な意味は持たないものの、登録された疾患名やマス・スクリーニングに関するデーターとの整合性を確認するうえでは重要な意味を持ち、引き続き登録することが望ましいと考えられる。一方、染色体分析やDNA診断の有無については、意見書の記しに結果が得られないことものと考えられる。また、画像診断の有無の項目も、意見書の認定審議上は欠かせないをうられる。

E. 結論

以上の今回の検討結果から、小児慢性特定 疾患意見書が疫学調査に最適であり、今後 各疾患の罹患率の地域格差の比較検討な どを行うことで予防医学への応用も充分 可能な資料であることが明らかになった が、運用上の問題点も明確にされた。これ らをふまえて、意見書と登録コンピュータ ー・ソフトの改訂、医療機関と登録業務を 行う各自治体への意見書の記入法や登録 方法の啓蒙、登録内容の確認や疾患名の追 加登録のシステムの確立を計ることなど により、さらに精度の高い疫学的検討が行 なえるものと期待される。